

歯科医師による新型コロナウイルス感染症の ワクチン接種のための注射について

歯科医師によるワクチン接種について

歯科医師によるワクチン接種に係る現行法上の解釈

<「医業」と「歯科医業」について>

- 医師法第17条においては、「医師でなければ、医業をなしてはならない」とされており、ここにいう「医業」とは、当該行為を行うにあたり、医師の医学的判断及び技術をもってするのでなければ人体に危害を及ぼし、又は危害を及ぼすおそれのある行為を、反復継続する意志をもって行うことであると解している。
- 歯科医師法第17条においては、「歯科医師でなければ、歯科医業をなしてはならない」とされており、ここにいう「歯科医業」に関しては、医業の解釈に準じて解釈される。
- ある行為が「歯科医業」に該当するかについては、実際の状況等に応じて個別具体的に判断する必要があるが、歯科医療とは無関係に行われる医行為は、「歯科医業」の範疇を超えるものであり、歯科医師が行うことはできないものと解される。

<ワクチン接種のための注射の位置づけについて>

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、「歯科」ではなく「医科」の範疇であることから、そのための注射については、医師法上、医師が行う必要があり、歯科医師が行うことはできないものと解している。
- このため、現行法上、医師又は医師の指示の下に保健師、助産師、看護師、准看護師が行う必要がある。

歯科医師によるワクチン接種の検討の必要性

- 新型コロナワクチン接種は、通常の定期接種と異なり、大規模な接種を長期間行うことになることから、円滑に接種を実施するためには、接種に係る医療従事者を十分に確保することが必要であり、これまで看護師等の確保のために様々な取組を進めてきている。
- 一方で、自治体アンケート（3月25日時点の状況を調査）によると、2割超の自治体が特設会場で看護師が不足していると回答しており、また、コロナ対応により医療提供体制がひっ迫している地域もある中で、今後の全国的なワクチン接種の本格実施に向け、地域によっては、接種を担う看護師等を確保することが困難となることも想定される。
- このため、集団接種の会場において看護師等の確保が困難な場合に人材を確保するための選択肢の一つとして、歯科医師によるワクチン接種を認める必要性が指摘されていることから、歯科医師によるワクチン接種のための注射について、医師法との関係で、違法性が阻却され得るか整理する必要がある。

実質的違法性阻却について

1. 基本的な考え方

- ある行為が処罰に値するだけの法益侵害がある（構成要件に該当する）場合に、その行為が正当化されるだけの事情が存在するか否かの判断を実質的に行い、正当化されるときには、違法性が阻却されるという考え方。
- 形式的に法律に定められている違法性阻却事由を超えて、条文の直接の根拠なしに実質的違法性阻却を認める。
- 具体的には、生じた法益侵害を上回るだけの利益を当該行為が担っているか否かを判別する作業を行う。

2. 違法性阻却の5条件

- ① 目的の正当性
：単に行為者の心情・動機を問題にするのではなく、実際に行われる行為が客観的な価値を担っていること
- ② 手段の相当性
：具体的な事情をもとに、「どの程度の行為まで許容されるか」を検討した結果として、手段が相当であること
- ③ 法益衡量
：特定の行為による法益侵害と、その行為を行うことにより達成されることとなる法益とを比較した結果、相対的に後者の法益の方が重要であること
- ④ 法益侵害の相対的軽微性
：当該行為による法益侵害が相対的に軽微であること
- ⑤ 必要性・緊急性
：法益侵害の程度に応じた必要性・緊急性が存在すること

3. これまでの違法性阻却の例

- これまで、医師法17条との関係で違法性が阻却され得ると整理された例としては、以下のようなものがある。
 - ・ 非医療従事者によるAEDの使用
 - ・ 科学災害・テロ時における非医療従事者による解毒剤自動注射器の使用
 - ・ 特別養護老人ホームや在宅における介護職員等による喀痰吸引等の実施
 - ・ 新型コロナウイルス感染症に関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取の歯科医師による実施

歯科医療における筋肉内注射等の状況

- 歯科医師の主な診療領域は口腔であるが、口腔外科領域では全身麻酔下の手術を行うことから、口腔外科や歯科麻酔に従事する歯科医師は、術前・術後管理において、必要に応じて筋肉内注射を行うことがある。
- また、歯科治療に際して、局所麻酔薬等によるアナフィラキシーショックを含め、様々な全身偶発症が生じる可能性があり、歯科医師にもそれらに対する初期対応が求められる。
- そのため、卒前（歯学部）においても、これらの基本的な内容に関する教育が行われている。

口腔外科、歯科麻酔領域において筋肉内注射を行う例

◆ 麻酔前投薬、麻酔導入時

- 鎮静薬
- 副交感神経遮断薬
- 拮抗性鎮痛薬
- 消化管出血抑制剤 等

◆ 術後鎮痛

◆ 歯科治療に伴うアナフィラキシーショック

◆ 口腔癌治療

- 抗がん剤
- 制吐剤

◆ その他

※実施内容は、病院によって異なる。

(公益社団法人日本口腔外科学会、
一般社団法人日本歯科麻酔学会調べ)

(参考) 歯学生向け教科書の記載例

4 筋肉内注射 Intramuscular injection

1) 適応

筋内注射が適さず、皮下注射より速く薬効の発現を期待したい場合に用いる。

2) 注射部位

注射部位には、①上腕の三角筋中央部から前半部（牛筋口）、②臀部の中臀筋、③大腿部の大腿四頭筋外側広筋の中央部付近が、神経や血管の分布上、適切である（図4-4）。上腕三角筋は肩峰から2〜3横指の中央部から前半部（肩峰先端から3横指下）が適切である。中央部より後半部（末梢側）は、腋窩・筋皮・腋神経・上腕動脈への刺入の可能性がある。中臀筋では、高骨前上棘と腸骨後上棘を結んだ線上の頂上線理1/3の部位（クラークの点）が、坐骨神経から離れており適切である。中臀筋下の大臀筋（臀部の最も厚みのある部分）は、坐骨神経が走行するため、筋内注射は不可である。大腿四頭筋の外側広筋では、大腿外転の大転子部と髌蓋骨中央を結んだ線の中央部分が大きな神経、血管がなく、安全に注射できる部位である。

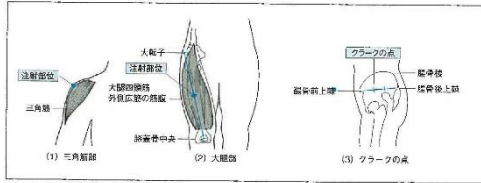


図4-4 筋肉内注射の実施部位

表14-IV-2 アナフィラキシーの臨床所見による重症度分類

	グレード1(軽症)	グレード2(中等症)	グレード3(重症)
皮膚・粘膜症状	紅斑・痒疹・膨疹 部分的	全身性	—
呼吸器症状	軽い痒疹(自刺内) 部分的	強い痒疹(自刺外) 顔全体の腫れ	—
消化器症状	口唇、咽頭違和感 口、のどの痒み、違和感	咽頭痛	—
循環器症状	腹痛 弱い腹痛	強い腹痛(自刺内)	持続する強い腹痛(自刺外)
神経症状	嘔吐・下痢 嘔気、単回の嘔吐・下痢	複数回の嘔吐・下痢	繰り返す嘔吐・便失禁
呼吸器症状	咳嗽、鼻汁、鼻閉、くしゃみ 間欠的な咳嗽、鼻汁、鼻閉、くしゃみ	断続的な咳嗽	持続する強い咳き込み、犬吠様咳嗽
呼吸器症状	喘鳴、呼吸困難	—	聴診上の喘鳴、軽い息苦しき SpO ₂ ≤ 92%、締めつけられる感覚、嘔声、嚥下困難
循環器症状	脈拍、血圧	—	頻脈(+15回/分)、血圧軽度低下、蒼白
神経症状	意識状態 元気がない	—	不整脈、血圧低下、重度徐脈、心停止 ぐったり、不穏、失禁、意識消失

(海老澤, 2015)

(出典：臨床歯科麻酔学（第5版）；永末書店)

(出典：歯科麻酔学（第8版）；医歯薬出版株式会社)

(参考) 歯科医師国家試験出題基準における注射法等に関する記載状況

歯科医師国家試験出題基準 (平成30年度)

必修の基本的事項

○12 治療の基礎・基本手技

オ 注射法の種類

- a 皮内
- b 皮下
- c 筋肉内**
- d 静脈内

必修の基本的事項

○11 初期救急

ア 救急患者の診察

- a 救急処置を要する症状および病態（心停止、失神、ショック、けいれん、頭痛、運動麻痺、呼吸困難、胸痛、**アレルギー症**状、誤飲、誤嚥）
- b バイタルサインの把握
- c 意識障害の評価
- d 病態の評価と疾患（全身的偶発症を含む）の鑑別

イ 救急処置

- a 一次救命処置
- b 静脈路確保、酸素療法、救急医薬品

歯科医学総論

○総論Ⅱ 正常構造と機能、発生、成長、発達、加齢

1 細胞・組織・器官の構造と機能

- ア 皮膚・粘膜系
- イ 運動・骨格系
- キ 神経系

歯学教育モデル・コア・カリキュラム (平成28年度改訂版)

C-3 人体の構造と機能

C-3-4)-(3) 筋組織と筋系

- ① 筋組織の分類と分布を説明できる。
- ② 筋細胞の構造と筋収縮の機序を説明できる。
- ③ **全身の主要な筋の肉眼的構造、作用及び神経支配を説明できる。**

C-3-4)-(4) 血液・リンパと循環器系

- ① 心臓の構造、発生、機能及び心電図波形を説明できる。
- ② 血液循環（肺循環、体循環及び胎児循環）の経路と**主要な動静脈の名称を説明できる。**（以下、略）

C-3-4)-(5) 神経系

- ① **末梢神経系の種類、走行及び支配領域を説明できる。**
- ② 体性神経系と自律神経系の構造と機能を説明できる。（以下、略）

G-1 診療の基本

G-1-2) 医療安全・感染対策

- ① 医療安全対策を実施できる。
- ② 一次救命処置（BLS）を実施できる。
- ③ 薬剤耐性に配慮した適切な抗菌薬の処方ができる。

歯科医師によるワクチン接種の実施に係る違法性の阻却について（案）

- 新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、医業の範疇であり、医師法上、そのための注射を歯科医師が行うことはできないが、一方で、歯科医師は、筋肉内注射に関する基本的な教育を受けており、また、口腔外科や歯科麻酔の領域では実際に筋肉内注射を行うことがあることを踏まえれば、筋肉内注射という行為のみに着目すれば、歯科医師も技術的には一定の安全性を持って実施することが可能と考えられる。
- 違法性阻却の可否は個別具体的に判断されるものであるが、上記を前提に、違法性阻却の考え方を踏まえると、下記（１）～（３）の条件の下であれば、歯科医師によるワクチン接種のための注射について、違法性が阻却されると整理してはどうか。

（１） 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師・看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること。

- ※ 上記については、予防接種の実施主体である自治体の長が、看護師等の確保に取り組んだ上で、それでも必要な看護師等の確保が困難と判断し、地域医師会等の関係者とも合意の上で、地域歯科医師会に協力を要請する。
- ※ 歯科医師がワクチン接種を行うのは、集団接種のための特設会場に限る。（予診やアナフィラキシー等の症状が発生した場合の対応は、特設会場にいる医師が行う。）

（２） 協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること

（３） 歯科医師による接種について患者の同意を得ること

※違法性阻却の5条件との関係

① 目的の正当性

⇒ 集団接種のための特設会場において、必要な看護師等が確保できない場合に歯科医師がワクチン接種を行うのは、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進めるためであり、客観的な価値を担っているものといえるのではないか。

② 手段の正当性

⇒ 歯科医師は筋肉内注射に関する基本的な教育を受けており、また、口腔外科等の領域で実際に筋肉内注射を行うことがあることを踏まえれば、必要な研修を受けた歯科医師等が、医師の医学的管理の下で、患者の同意を得た上でワクチン接種を行うことは、手段として相当といえるのではないか。

③ 法益衡量

⇒ 歯科医師の協力により希望者に対してワクチン接種を迅速に進めることができるという利益と、④のとおり相対的に軽微と考えられる法益侵害と比較すると、利益の方が法益侵害よりも大きいといえるのではないか。

④ 法益侵害の相対的軽微性

⇒ 集団接種のための特設会場という限定した場において、予診やアナフィラキシー等の症状が発生した場合の対応は医師が行うことを前提に、安全性を確保しながら、必要な研修を受けた歯科医師等が患者の同意も得た上で筋肉内注射を行うものであり、法益侵害は相対的に軽微といえるのではないか。

⑤ 必要性・緊急性

⇒ コロナ対応により医療提供体制がひっ迫する地域もある中で、地域によっては、接種を行う看護師等を確保することが困難となる場合も想定されることから、歯科医師がワクチン接種を行う必要性はあるといえるのではないか。また、接種が進まないことにより、感染による重症化等を防止できないリスクを考慮すれば、歯科医師がワクチン接種を行う緊急性もあるといえるのではないか。

歯科医師の協力も含めたワクチン接種に係る人材確保のイメージ

①看護師確保のための取組の実施

<1 ナースセンターによる潜在看護師等のワクチン業務への積極的なマッチング>

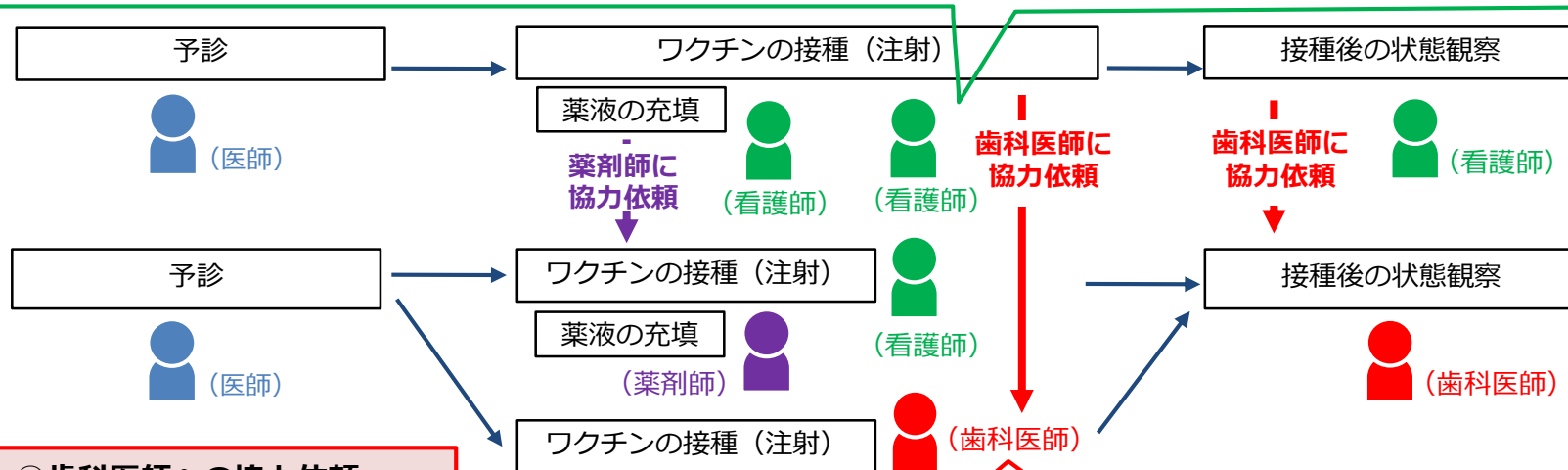
- 各都道府県ナースセンターにおいて、就職希望を登録している潜在看護師等を活用し、各自治体における接種会場の看護師等の求人ニーズについて積極的にマッチング支援を実施。

<2. ワクチン業務への看護師等の労働者派遣を可能とするための特例措置の実施>

- 本年4月1日よりへき地において解禁した看護師等の労働者派遣について、全国知事会などからの要望を踏まえ、ワクチン接種会場に限った時限的な特例として、へき地以外の接種会場でも労働者派遣の活用を可能とするよう措置。

<3. 総務省と連携した地方自治体における効率的な看護職員の募集・求人のサポート>

- 保健所において看護職員の募集・求人を行うのが事務的に負担であるとの声があることを踏まえ、総務省と連携し、ワクチン接種に関する募集・求人についても本庁で一括して行うことが効率的である旨、地方自治体に対し周知済。



②歯科医師への協力依頼

- 以下の条件を満たす場合、歯科医師にワクチン接種のための注射に協力いただくことも可能。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止し、住民の生命・健康を守るために迅速にワクチン接種を進める必要がある中で、必要な医師・看護師等の確保ができないために、歯科医師の協力なしには特設会場での集団接種が実施できない状況であること。
- (2) 協力に応じる歯科医師が筋肉内注射の経験を有している又は新型コロナウイルス感染症のワクチン接種のための筋肉内注射について必要な研修を受けていること
- (3) 歯科医師による接種について患者の同意を得ること

研修の実施方法について（案）

○ 適切な実施体制を確保する観点から、研修は以下の要件を満たすものとしてはどうか。

◆ 研修内容：以下の内容を含むものとする。

1. 新型コロナウイルスワクチンに関する基礎知識（副作用に関する内容も含む）
2. 新型コロナウイルスワクチンの接種に必要な解剖学の基礎知識
3. 新型コロナウイルスワクチン接種の実際（接種時の注意点を含む）
4. 新型コロナウイルスワクチンのアナフィラキシーとその対応 等

◆ 研修時間：2時間程度

参考

歯科医師によるPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取について

- 新型コロナに関するPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取については、「歯科医業」に該当せず、法律上、歯科医師が行うことはできないが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、今後もPCR検査の需要が増加することが想定されるなか、医療提供体制を維持するためにも、口腔領域に知見を有する歯科医師にも検体採取に参加いただくことで検査体制を充実・強化することが急務であった。
- このため、従来からの医師法の解釈との関係について整理（医師法に抵触する行為が違法性阻却され得るか否かについての検討）を行い、昨年4月27日、一定の条件の下で違法性が阻却されると整理し、事務連絡を発出。
- 具体的には、歯科医師については、
 - ・ その養成課程において、感染症対策や口腔領域の構造、検体検査についての教育を受けていること
 - ・ 口腔領域に加え、口腔と連続する領域である鼻腔や咽頭周囲の治療にも関わっていること踏まえ、下記の条件の下であれば、歯科医師によるPCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取は、違法性が阻却されるとした。

- (1) 緊急事態宣言期間中又は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によりPCR検査の必要性が増大している状況下で、PCR検査センターにおいて、検体採取に必要な医師、看護職員、臨床検査技師を確保することが困難であること。
- (2) PCR検査のための鼻腔・咽頭拭い液の採取に関し必要な研修を受けた歯科医師が実施すること。
- (3) 歯科医師による検体採取について患者の同意を得ること。